

第 437 回 山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和 7 年 10 月 7 日 (火) 午後 1 時半から 4 時半まで
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 3 階大会議室

2 報告事項

- (1) 資源管理の状況等について
- (2) 令和 7 年度新潟・山形・秋田 3 海区連絡協議会等の結果について
- (3) 令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について
- (4) 令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会要望事項に係る
日本海ブロック会議への提案について
- (5) その他

3 議 事

第 1 号議案

あわび・なまこ漁業 (磯見) の公示について (諮問)

第 2 号議案

はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について

第 3 号議案

火光利用による一本釣漁業の委員会指示の素案について

4 出席者

山形県海区漁業調整委員会

会 長	加藤 栄		
会長代理	鈴木 重作		
委 員	伊原 光臣、田代 善幸、本間 優子		
	和田 光子、齋藤 守、本間 金弥		
	飯塚 厚司		

山形県漁業協同組合	総務部長(兼)指導課長	安藤 大栄
山形県水産研究所	所 長	本登 涉
山形県農林水産部水産振興課	水産行政担当 主査	皆川 大希

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課	課長	加賀山 祐
	課長補佐	高橋 伸明
	月峯船長	白幡 秀樹
	機関長	齋藤 勝三
	漁業調整主査	伊藤 寛和

山形海区漁業調整委員会事務局	書 記	阿部 幸
----------------	-----	------

5 傍聴者 なし

6 審議の概要

開 会

事務局 これより第437回山形海区漁業調整委員会を開会します。樋口委員は、所属されている大学で午後に授業が入っており欠席とのことで、本日の委員の出席者は9名であり、委員の過半数の出席をもって成立するとする当委員会規程7条第1項の要件を満たしていることから、委員会が成立していることを報告いたします。それでは、最初に、会長から御挨拶をお願いします。

会長 日曜日に、久しぶりに船を出し釣りに行った。ワラサが1本釣れました。それ以外は小ものが若干で、ワラサは大きくなり身が締まってきた。久しぶりに美味しいワラサでした。だが1本なので自分の家で消費する分しかなかった。

今秋は、晴れてはいるが風が強いため、出航の機会が少なかった。秋はどうしても風が強くて荒れてくるので、航海には十分気を付けて下さい。

今日は火光釣りという非常に難しい話があります。時間が限られています。今日は順番を変えて火光釣りからやっつけようと思います。委員会指示の変更、変更する場合どのように変更するか、に時間をさいていきます。議案も多くあるので効率よく議論をし、より良い結論を導いていきたい。

議事録署名委員の選出

事務局 次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしくをお願いします。

会長 それでは、議事録署名委員は、本間金弥委員、飯塚委員のお二方をお願いします。みなさんよろしいでしょうか。

一同 はい

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

資料は黒いクリップ止めの資料となります。委員の方々には事前に送付させていただいた資料となります。

なお、報告3、4で利用するので持参をお願いしていた、全漁調連の要望関係の資料は皆様御持参いただきましたでしょうか。8月22日に配布した資料です。お持ちいただけてない委員がおられましたらお知らせください。

では加藤会長、進行をお願いいたします。

議 事

第3号議案 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の素案について <資料3>

議長 順番を変えて時間のかかりそうな議題である火光利用による一本釣漁業の委員会指示の素案についての、第3号議案から進めたいと思いません。事務局から聞き取り調査の経過や素案の内容などの説明をお願いします。

伊藤書記 御説明いたします。火光利用による一本釣漁業の委員会指示、いわゆる火光釣りですが、前回の委員会で、委員の皆様へ聞き取り調査の途中経過報告をさせていただきました。また、前回の委員会において、次回の海区で聞き取り調査を踏まえた結論をだすこととなりましたので、本日は、これまでの漁業者の方への聞き取り調査の結果を踏まえた委員会指示の見直し案について、委員の皆様へお諮りす

るものとなります。

はじめに、資料1の概要についてです。繰り返しになりますが、当該委員会指示の見直しの発端となりましたのは、令和6年1月に、5トン以上の船舶の漁業者から、火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示について、トン数制限の撤廃の要望があったことが始まりとなります。

この要望に関して、海区での協議の結果、「5トン未満の小型船の意見が集約されていない」ことを理由として、当該要望書は、県漁協さんを通して要望者に返却されました。

その後、関係漁業者から海区事務局に要望に関して、相談があったため、海区の了承を得て、海区事務局が主体となり、漁業者に聞き取り調査を行っていくこととなりました。この度、小型船の意見について、概ね集約することができたことから、事務局において、火光釣りの委員会指示の見直しの素案を作成いたしました。

次に、これまでの経緯について御説明いたします。前回の委員会では、令和7年7月に、本所と由良（支所）での刺し網漁業者からの聞き取り調査まで途中経過として報告いたしましたが、その後8月に吹浦支所で遊佐町の刺し網漁業者に御意見をお聞きし、水産研究所の研修室ではえ縄漁業の代表者へ御意見をお聞きしたところです。

こうした、聞き取り調査を踏まえまして、資料の3になりますが、5トン未満の小型船の意見の集約結果を御説明いたします。まず、1号海区、飛島地区についてです。1号海区については、光力等のルールを守れば、5トン以上の船舶による操業を認めても良い、ただし、共同漁業権の外とするとのことでした。

次に2号海区ですが、遊佐については、12海里以遠、大中型まき網漁業のラインとなりますが、それより沖であれば、操業を認めても良いとのことでした。（同じ）2号海区でも酒田については、基本的に操業を認めても良いが、刺し網漁業への影響を考慮し、3月から6月までは、かれい刺し網漁業への影響を考慮して6,000m以遠、7月から2月までは、4,000m以遠、つまり共同漁業権の外ですね、これらを操業のラインとするとの意見でありました。

一方、3号海区及び4号海区、旧鶴岡市と旧温海町ですが、これらの海域における5トン以上の船舶での火光釣りは認められないとの意見でありました。

さらにトン数の上限については、20トン未満で良いとの意見でありました。以上が、意見の集約結果です。

この結果を踏まえ、4の委員会指示の見直しの素案ですが、事務局では、別紙のとおり、見直しの素案を作成しました。資料の2枚目が、見直しの素案を文章としたもので、3枚目が概略として文章と図にしたものとなります。3枚目の概略を御覧いただければと思います。見直しの素案では、これまでの意見を踏まえ、事務局としましては、山形県沖のうち、飛島の共同漁業権内の区域、遊佐町沖の12海里以内の区域、鶴岡市沖は全域になりますが、5トン以上の船舶による火光釣りは禁止という素案にしております。また、酒田市沖については、3月から6月末までは6,000m以内、7月から2月末日までは、4,000m以内の区域が、5トン以上の船舶による火光釣りが禁止となります。よって、この度の見直しの素案は、酒田市沖で、5トン以上の船舶による火光釣りを一部解禁するといった内容になっております。

また、総トン数20トン以上の船舶を使用する火光釣りは禁止することとしております。

なお、4月10日から7月10日までの期間における明石礁及び大瀬の区域での火光釣りの禁止、光力制限10kWについては、変更ありません。

資料の1枚目にお戻りください。資料の5の今後のスケジュール案についてで

す。委員の皆様にご審議いただき見直し等を行うこととなった場合ですが、委員会指示の見直しにつきまして、広く県民の方から意見をお聞きするパブリックコメント（意見公募手続）を1ヶ月間実施する予定です。パブリックコメントで提出された意見を考慮して、最終的な委員会指示案として、次回海区に委員会指示の発動をお諮りしたいと考えております。

火光釣りの委員会指示につきましては、昭和47年にぶり一本釣漁業の火光釣りの委員会指示として発動され、当時の委員会指示では15海里以遠で、5トン以上の船舶による火光釣りが可能でした。

その後、委員会指示の見直しが行われ、平成27年の見直しにおいて、5トン以上の船舶は、山形県沖のどの海域においても火光釣りをすることはできなくなりました。

前回の見直しから10年となりますが、事務局としましては、これまでの調整結果を踏まえ、素案のとおり、5トン以上の船舶による火光釣りができる海域を設定できればと考えております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 こちらの素案ですが、よく、質問と意見が一緒になるが、今回は質問ある方から発言していただき、県の回答、説明を聞いてからそのうえで議論、意見交換をする形とします。

まずは今の事務局の説明で、質問があればお願いします。

本間(優)委員 漁業者の方は分かるのかもしれないが、素案のウとエですが沖合4,000m以内の区域というのは全部禁止ということなのですか。4,000m以内の区域は6,000m以内の区域に含まれるわけですが、上の(説明文にある)3月1日から6月30日プラス7月1日から2月末日までは禁止ですから、4,000m以内の区域は全部だめという様に私は読みました。そして4,000mから6,000mの区域は3月1日から6月30日もだめということですね。漁業者が分かり易いのであれば良いが、一般人は分かり難いと思った。

議長 4,000mの内側を周年禁止、4,000から6,000mを一定時期禁止と書く方法もあるが、どちらが分かり易いかだと思う。

本間(優)委員 含まれるというところが、すぐ読み取れないと感じた。漁業者がこちらの方が分かり易いのであれば良いが。

議長 それに図も併用する予定ですので、委員会指示を出すときに漁業者向けに図を配布することになると思うので、それは解消されると思う。

他に質問はありませんか。

伊原委員 エの件です。酒田市と遊佐町の境界線と鶴岡市と酒田市の境界線は、4,000mの共同漁業権の境界線とは違いますか。

伊藤書記 共同漁業権と同じです。補足になりますが共同漁業権には入らないことを前提として、遊佐町の場合ですと12海里以遠という事になる。酒田は時期によって変わることになる。

田代委員 エの件ですが、20トン以上禁止、20トン未満の船OKにする文章になって

いるが、今まで5トン未満だったのがすぐに20トン未満の船にして良いのだろうか。おそらく酒田のことなので、20トン未満の船がやりたいと要望を出したのだろうか、船も少なくなっているので5トン未満の船も良いだろう。今までやってきている人たちが良いのであればそれで良いのだが。

1枚目にルールを守ればOKとある。酒田市沖はルールを守れば操業を認めても良いとあるが、当然のことで分かってはいると思う。だがルールを守らない場合のことは書かないのだろうか。それに、ある程度のルールを作るのは当然のことだが、ルールを取り締まることの話は出ているのかいないのか。

今現在も、酒田のことで申し訳ないが、色々な抜け道云々が聞こえてくる。県、漁協、自分も含めてだが、このようなことが聞こえてくる中で、簡単にルールを守れば操業を認める、の一言だけでは良くないように思う。今までの経緯、そういう人たちも絡んで、やらせて欲しい、と言っているが、そういった人たちも含んでいる。“はっきり”いえば、今日は漁師。人が多く乗っているのを確認して、行ってみれば、今日は遊漁だと言いつける。そういう人がいる。そういう人だと分かったうえで、ただルールを守れば操業を認めるだけで、果たしてそれだけで良いのか、と思う。

5トン未満で操業している船は、10トン以上のメンバーからやらせて欲しいと言われていたのは、自分も知ってはいるが、いきなり20トン未満にするのではなく、10トン未満にするなどの意見は出たのか。

伊藤書記 今回は10トン未満にするなどの意見は出ていない。トン数制限については20トン未満で良い、という意見が出ている。トン数制限を撤廃することは、この海域に上限なく入ってくる恐れがあるので、事務局としては上限を設けることを考え進めてきた。

20トン未満とした理由は、スルメイカが不漁なので火光釣りをしたいという事もあり、イカ釣り漁業者を守るため、10トン制限にするとできなくなるので、20トン制限であれば、小型イカ釣りの方にも支援できるのではないかと考える。

田代委員 では了承を得たというのは5トン未満の人たちから了承を得たという解釈で良いのか。

伊藤書記 そうです。最初の要望書の中に5トン未満の船の方の意見はなかったもので、今回聴取して了解を得た。

田代委員 了解を得たのなら良いです。ではルールを守れば操業を認めるのは、皆さん了承していると思うが、ルールに違反した場合の後の対応についての案はあるのか。

伊藤書記 見直し後のルール違反への対応については、取り締まりの前段として、県漁協さんにも協力いただきながら、新たに5トン以上の船舶に対し見直しの内容について、現地で指導を行うことを考えております。また今回必要に応じて禁止区域のラインをプロッターに入れることの検討も考えている。併せて5トン以上の船に実際に10kWの光力で点灯していただき、事前に確認することも考えている。

今回見直しをすることで、大きく変わることになる。県漁協さんを通して火光釣りをする漁業者、火光釣りをしない漁業者もいますので、合わせて広く周知をしていきたいと考えている。

このような措置、前段の指導を行っただけでも、委員会指示違反に関する疑義情報

があった場合は、嫌疑者からの聞き取りはもちろんのこと、操業記録を提示させるなど、県漁協さんと協力しながら指導をしていきたいと考えている。指導で改善しない場合は、事務局の立場でお話しすると、取り締まりも想定している。今回見直しして、事前の指導を行い、それでも違反が繰り返されるような事態が頻発するようであれば、事務局としては委員会指示の再見直しも考えております。

議長 要するに委員会指示に対する違反があった場合には、別の法律で対処し最終的には制裁が定められている。ルールを守らない者が出たからといって、直ちに委員会指示に基づいてどうこうするとか、委員会指示を変更するということは考え難い。

そういう意味では、通常の委員会指示の対応しかできないが、1つ危惧されることは、ルールを守れば認めて良いという意見が確かにある。それに対して海区漁業調整委員会が、このように変更した。だが残念ながら違反者が出た。そうしたときそのような意見を言った人たちは、海区や水産振興課が、「何とかしろ」と言うだろう。ルールを守ると言うから賛成したのに、ルールを守れることを何も担保しないで、委員会指示だけ変えただけじゃないか、という風な批判が来る可能性がある。それを海区として、水産振興課として、受け止める覚悟が必要だと思う。

田代委員 できれば、出来ないことは分かるが、浜に行くとき地元として、現状としてそういうことが危惧されている。まじめに操業している方が大半です。変えたことによりそのまじめにしている漁業者が、もっと困るようなスタイルでは困る。ルールを守るのは当たり前で小学生でも分かる。しかし大人は悪いことに頭が回る。できないのは分かるが、自分の要望としては、海区でルールを決めて違反した場合にはある程度のことをする、と書いて欲しい。きっちり口頭で言っても、なかなか効力が発揮できない。ルールを守ってくれたら、こんなことを何度も言う必要がない。だが今までの経緯で、違反している人が含まれるので、自分が繰り返し言っているが、違反したらどうするかなど、書けるのであれば赤字で強調して書いて欲しい。それで逮捕とかは分からないが、だからといって月峯に任せるといっても月峯も大変です。だが、新たに新しいもの、ルールを作るのだから、いろいろ想定するのもおかしいが、自分が危惧するところが大いにあるので、何度も同じことを言っている。これに限らず、新しいものを作るときは、問題があり、それを解決して良いものを作るのが普通だと思う。違反したらどうなるのか、というところまで書いて欲しい、というのが自分の要望です。

議長 たぶん、それは書けません。ただ、それを書く代わりに、もっと効果的な方法を私は個人的に持っている。それはこの火光釣りについて5トン以上20トン未満の船を許可制にすることです。違反した船は許可の取り消しにする、とすると田代委員の危惧していることは解消すると思う。

飯塚委員 許可制にするとかは海区では考えているのか。

伊藤書記 考えています。今すぐ許可制にするとかは考えてはいませんが、知事許可漁業というものが漁業法の規定で定められていて、山形県の漁業調整規則で定められていて、それを改正しないと新しく知事許可漁業を作成出来ない。時間はかかりますが、今現在5トン以上の火光釣りをする船はないが、もし漁業調整上漁場が混雑する場合は許可制にすることも考えられる。

議長 今、委員会指示の中に5トン以上20トン未満の船を許可制にするという事を海

面漁業調整規則を変えずにできるのか。

伊藤書記 委員会指示では許可制はできない。山形県漁業調整規則を改正してそこに小型いか釣り漁業と並ぶ形で火光釣りの一本釣り漁業を新たな漁業にしないと許可漁業にはならない。承認漁業ならばできるかもしれない。海区調整委員会の承認漁業ならば出来ると思う。委員会指示を新たに作り、承認したものだけにする。ただ委員会指示だと罰則をつけることは出来ない。許可漁業はすぐには出来ない。

議長 承認という形で委員会指示ができるのであれば承認制にして、承認取り消しもあり得る。そういうことにすると違反者へ有効なペナルティーを科すことができるので、田代委員の疑問についてかなりお答えが出来ると思います。

田代委員 承認取り消しまで書いて欲しい。

議長 一番、有効な方法だと思う。

田代委員、許可漁業に移行する場面は、試験操業を3年して何も問題がなければ初めて許可漁業に申請して認められるのではないのか。

伊藤書記 許可漁業とは、水産資源の保護だとか、漁業調整上制限する必要がある場合、許可漁業となる。

加賀山課長 過去に許可漁業にするにあたり試験操業をしてみて、大丈夫だという事で許可漁業になったという例も確かにあったが、それは条件ではない。すぐに許可漁業にすることもできる。そのような業務もある。

飯塚委員 自由操業の範囲で電気を点けるか、点けないかの話で、共同漁業権の中でも外でも電気を点けなければ釣りをしても良いのではないのか。今はリールでも電動モーター付きのものもある。他に県外船などは考えているのか。許可とか承認などという制度をとらなければ自由にどこで釣りをしても良いのではないのか。今は電気を点けることに対しての規制の話だと思うが、その辺の見立てはどう見ているか。

議長 海面漁業調整規則の解釈からすると、現状火光釣りの制限はない。それを委員会指示によって制限をかけたのが現状です。海面漁業調整には火光釣りについては何も書いてない。それを委員会指示の一本釣りで規制をかけているのが現状です。それを一部解除することに加えてその解除に一部制限をかけようとしている。2つの構図を検討している。

許可であれば海面調整規則を改正しなければいけない。県条例なので議会の承認が必要。委員会指示の中の承認で出来るのなら、承認で完結することができる。本当に承認を入れて良いのか、検討が必要。委員会指示の中に本当に承認を入れることは出来るのか。実質的には許可と代わりない。承認は委員会の仕事なのか。

伊藤書記 承認は委員会の仕事です。

議長 委員会で承認の取り消しもあるので、取り消された方は委員会にクレームを入れる可能性もある。

田代委員 これを委員会で検討して、違反した場合は海区委員会で承認を取り消すこともできるという事なのか。

議長 承認制を取り入れれば、承認の取り消しも海区の権限になる。

田代委員 そこまできっちり書いてもらえるのであれば自分も納得する。いずれ、必ず違反者が出てくる。そうなってからでは遅い。海区委員会で承認は取り消しと決めたので違反者に対してあなたは駄目ですよと違反者に言ってもらいたい。言ってもらわないと自分が困る。あなた方が承認したのでしょうか。あなたは海区委員だと言われる。(承認取り消しを) 委員会指示にきっちり書いて欲しい。

海区でどうにもならない。組合に話しても同じ、月峯が取り締まるのも証拠のないものは無理な話なので、そこまでやって欲しい。ここにいる全員で話しあったことです。自分はお願いとして言っている。そしたら自分が、〇〇丸さんが違反していると報告するので、全員で検討して、全員の賛成多数になるのかどうかは分からないが、あなたはダメですというスタイルをとるのなら良いです。何もしないうちにダメというのは出来ないの、そのようにお願いしたい。自分がしっかり叱られるので、何も話し合いもしないで火光釣りは許可できない。この委員会で話し合った経緯を岸壁で会う漁師仲間に報告することになっているので、会長、本日出席の委員の方々、よろしいでしょうか。

議長 シーズン初めに承認申請をみんな一斉に出してもらい、委員会で承認を決議することにはなる。

伊原委員 今現在該当(違反)する船はどのくらいいるのか。

田代委員 今現在、違反している船を1艘は知っている。もう1艘も怪しい。怪しい人もいる。

本間(優)委員 申請をしたい方はどのくらいいるのか。

田代委員 申請を希望している船は、4艘くらいです。

本間(優)委員 そのうちの半分が危ない船というのですか。

田代委員 そうです。はっきり言って、そういうことです。

先ほどの説明のとおり不漁のイカ釣りを助けるために、火光釣りをやらせることは、大変立派なことだと思う。イカ釣りが大変なので助けが必要だとみんなが思っている。そのことに関しては大賛成だが、ルールさえ守ってくれたら、自分が汗をかきながら熱弁しなくともいいことです。ルールを守りきっちりやってくれるのなら何も言うことはない。やっていただけると信じてはいるが、中に違反をしそうな人がいるのでしつこく話している。

はっきりいえば、火光釣りをしたいがために、イカ釣り協議会の衣を被って商売をしたい人たちが声を上げている気もする。この委員会で罰則を決め許可を出(承認)し、違反した船にはこの委員会で取り消しができるのであれば良いと思う。

自分が違反した船を見つけたら、会長、委員の方々も違反だと言っただけだと思うし、県でも行ってくれると思うので、切にお願いしたい。

齋藤委員 ちなみに、どんなルール違反をするのか。

議長 一番見られるのは 人が多く乗っていることです。

田代委員 今日は漁師で、今日は遊漁でというのが多い。明石ではテモトを含め2人しか乗船してはいけない。遊漁として人を10人乗せ10本竿があれば5倍獲れる。そういう言い訳をする。それはルール違反である。

議長 遊漁でお客様が釣ったものを持ち帰るのなら良いが、多く釣れた魚はおそらく市場に流れている。

齋藤委員 次に、承認漁業にするという結論を出すなら、この場で全員の一致があれば承認漁業にすることは今日できるのか。それともまだ時間が掛かるのか。

伊藤書記 承認漁業するには時間が掛かる。

議長 掛かると思う。承認については想定していなかった。自分がいきなり言ったことなので。

齋藤委員 では、要望来ていることに対しこの会議ではこのタイムスケジュールでは結論を出すことは、出来ないということなのか。この会で承認取り消しをするような、指示を出せる状況でなければ、今話を聞いている限り、違反の可能性のある船が、この要望を出しているので無視は出来ないと思う。

本間(優)委員 パブリックコメントがあるのでそこで意見を出してもらえれば、最終案にそれを踏まえた形で案の見直し出来るのではないのか。

齋藤委員 海区委員会で火光釣りを承認漁業にすることに対し、ここにいる皆さんは異議ないのか。

議長 大勢的には異議はないと思う。委員会指示の形も、ある意味立法なので、この原案の微調整程度であれば間に合うが、そこに新しい情報を加えるとなると少し時間がある。次回の委員会は事務局では11月25日に予定しているが、承認制度を入れた委員会指示にさらに練り直すのはそれまでに間に合うのか、という問題もある。事務局の手続き的にどうなのか。水産庁とも意見交換が必要となるのではないのか。委員会指示に承認を入れた例はあるのか。

伊藤書記 委員会指示を入れた例は青森に、5トン未満のイカ釣りに承認を入れた例がある。

議長 25日に間に合うのであれば、その方向で調整して結論を出せば来年スタートに間に合うのか。

伊藤書記 パブリックコメントをするのであれば1か月は必要なので、次回承認を入れた形ができたとしても、そこからまた1か月間パブリックコメントが必要なので1月1日からの新たな委員会指示には間に合わない。

議長 確かに委員会指示は1月1日に始まっているが、(一旦) 現行の委員会指示を出して、例えば4月1日から効力を発する変更にするのは、出来るのではないのか。不可能ではないような気がする。

伊藤書記 現行では例はないですが、可能ではある。

議長 1月1日からは現行のままスタートして、途中から委員会指示の変更を出して、その間に十分に時間をかけてパブリックコメントをする、ということは、技術的に可能だと思う。火光釣りはほとんどが秋なので、1月から3月の間は需要がないと思うが。これは委員会指示全体の見直しをするために、委員会指示の期限の途中から見直しができるのかという議論ですが、出来ないことはないと思う。となれば今の準備期間の問題は、十分にとれる。拙速な手続きでミスが起きることを防ぐことは出来ると思う。委員会指示の事情はあるが、あくまでも来年度から変えることである。1月1日からではない。実際は1月から3月までは需要はないだろうということです。4月からの変更になると、時間的に余裕ができる。

飯塚委員 話はずれるが月峯に聞きたい。委員会指示で距離やワット数を決めているが、違反してやっている場合、指導や取り締まっけていて罰則を当てはめるのは漁業法違反に委員会指示の場合にはならないと思うが。

議長 委員会指示違反にはなる。

飯塚委員 委員会指示違反になるので注意しなさい、程度で終わりなのか。

議長 最終的には罰則になります。一発罰則にはならないが、違反を重ねた場合委員会指示違反で罰則の適用になる。

飯塚委員 先ほど言っていた罰則を委員会指示にあてはめれば、規則違反をした場合になるのなら文言入れなくても、そのような解釈ではいけないのか。

議長 仮に最終的に罰則を受けても漁は出来るので、承認の取り消しまで持っていかなければ意味がない。

飯塚委員 罰則はあろうが、罰則されようが、悪いことをする人はする。会長の言っていることは、それに値するだろうが。

議長 委員会指示は1年単位なので、1年の中で罰則をつけることは難しい。ところが承認取り消しなら即刻出来る。

飯塚委員 今言ったように、過激な人なら承認取り消しされようが、ダメといわれようが、やる人がいる。取り締まるためにルールというものがあると思っている。無法者をどうするか。最悪、留置するとかあるが、そういった厳しさが入れればだが、本当の無法者を抑えるなら完璧な法律が必要だと思う。委員会指示で今でも注意喚起でやっている。ルール違反で承認取り消しまで必要はないのと思う。要は無法者をどうするかだと思う。

議長 それを言うなら漁業法の一発罰則まで持っていく必要がある。

飯塚委員 そこまで必要なのか。現在やっている人たちが20トン未満の船に生活権を踏みにじられるほど、20トン未満の火光釣りを許可することが脅かすものなのか。注意して止めてもらえるのなら、そこまではする必要はないと思う。

議長 普通はそこまでいらぬが、酒田地区に関しては特殊事情がある。

田代委員 そこまでしなければならないから話している。ほかの地区は団結力が強いので、周りの人が注意すれば、理解して止めてくれる。

この方も法律について言ってくるが、法律の前に組合の取り決め事項があり、その前に漁業者間の取り決め事項がある。現行その地域で同じ商売やっている方のルールが一番だと自分は思っているし、大半の人はそう思っていると感じている。ローカルルールですね。どんな漁業でもそれが一番だと思う。それを守らなければ周りから言われても当然だと思う。うまくいかないことは話し合いで改善すれば良いが、残念ながら、そうはいかないので、その決まりを無視して日本の法律には違反していない、と言いつけてくるので、常識が人それぞれなのか通じないのか、そんな経緯があり自分は繰り返している。

この委員会から承認取り消しになるまで書いて欲しい。自分が言われてきたのは、ある人が怪しいので、あの人にはやらせないで欲しいとまで言われてきているが、どう考えてもそこまでは出来ないで、自分は承認取り消しの方向でお願いしたいということです。

鈴木会長代理 ではこの素案に承認制を取り入れるかどうかを決め、12月までの締め切りを先に延ばし、その中で承認制にした場合の問題点を提起しながら協議する。仮に承認制を明記した場合、違反船を1発で取り消すかどうか、委員会だけでは事情も分からないと思うので、一度浜に戻して、委員会に吸い上げ協議したほうが良いのではないかと。

議長 今の鈴木会長代理の意見は、委員会指示の文章の中に5トン以上20トン未満の承認制を入れ込んだ時、もう一度浜の意見を聞いて欲しいということでしょうか。

鈴木会長代理 浜の意見と、委員会の委員の意見も聞いて欲しい。

議長 利害関係のある漁業者に承認制を入れることで、承認取り消しもあり得ることをもう一度聞いて欲しい、という要望もありました。みんなが良いという意見であれば、鈴木会長代理は新しい条項を入れた上での条項案をみんなで検討したいということですね。

鈴木会長代理 そのほうが良いと思う。

議長 そうなると益々時間が掛かるわけですが、水産庁と連絡を取り、並行して承認制を入れて良いか浜の意見をもう一度聞く。たぶん反対する人はいないと思うが、多くの方は歓迎だと思う。まじめな方は、反対はしないと思うが、浜の意見も聞きながら、なおかつ条項の取り付け方について水産庁と意見交換をしながら、次回の委員会に乘せるには11月25日は可能ですか。タイムスケジュール的に。それとも、12月9日も候補に入れているがどうか。11月25日だと、1か月半しかないが調整は

つくのだろうか。

伊藤書記 皆さんにお聞きします。前回浜の意見を聞く場合、全部の聞き取り調査に行ったが、県漁協さんを通して聞く形でもよろしいのか。

議長 今回の聞き取りは 伊藤さん一人でやったのか。

伊藤書記 漁協の悠太郎さんと2人でやりました。

議長 今回たたき台ができたが、このたたき台の中に、承認案を入れた案を即見せて説明し、どうするか尋ねる形にしたらどうか。

伊藤書記 浜の意見を吸い上げて水産庁に確認して、今回の委員会指示に承認の文言を入れると、次の委員会までは厳しい。12月のほうが良いと思う。

議長 その方向で良いと思うが。

事務局 事務局から言わせていただくと、次の委員会でTACの諮問がある。海区委員会で承認いただければ、次に水産庁に承認申請をして、承認という通知をもらう。そのあと県公報に掲載する。そういった手続きがあるので、12月9日のスケジュールでは非常に厳しい。やってやれないことはないと思うが。

議長 では12月9日は火光釣り1本でいくとか。何もかも1度にするのは難しい。

事務局 皆さんから御意見を聞きたい。いくら火曜日だからといっても忙しい方は忙しいので。

議長 大事な問題で、ここまで大幅に指示を変えるのは、めったにない議論ですから。

本間(優)委員 当初の予定は10月から11月にパブリックコメントをして、12月に決議して1月から発動という、当初の予定でしたね。ここに承認を入れ込むとパブリックコメントがずれていくが、それでは1月1日からの発動は出来ませんよね。

議長 だから 4月1日に変更はどうかという案です。火光釣りに影響のない時期なのでどうですか、という案です。11月、12月連続の開催ですが、難しい議論なのでしょうがないと思う。事務局、伊藤書記のタイムスケジュールはどうか。

事務局 (TACの配分数量などは) 決まっていることなので、皆さんに承認いただけると思うので、時間が問題となる。

議長 であれば、2つに分けるしかないと思う。この問題が出て、承認いただけるとは思うが、未知数の部分もあるので時間を用意しておいたほうが良いと思う。

飯塚委員 承認を得る、得ない、パブリックコメントで意見を聞くなどというのは必要性がないと感じた。ルールを守れば良いと言っているのだから、ここで認めた船に承認するならするで、この委員会で決めておけば、ルールを守ればという言葉には非常に合致していることだと思う。どうやって守らせるかを、ここで決めれば、

ルールそのものは距離や南はダメ、飛島も島から離れた場所だとか忘れたが、そういった意見を出し合ったので、範囲については誰も意見はない。守らない人がいたらどうするという議論なので、それについて海区の話としてルールを守れば良いという答えに関しては素晴らしい答えだと思う。

議長 守らせるほうも大変なので良いのではないかという意見ですね。

飯塚委員 承認制度にするとか何回も違反を重ねたらと、言っていたが承認をとれば、取り締まりも可能なわけで。

議長 条項調整の関係で、時間がかかる。水産庁との条項のすり合わせ、調整作業だけなら11月25日の海区に間に合いますか。

伊藤書記 承認制については、ほかの都道府県にも承認漁業という事例もあるので、それを参考にして承認証、申請書の参考にすることは出来るので、水産庁にもこういっただけのことを考えていると相談の上、ここはそんなに時間は掛からないと思う。聞き取りに回るために漁業者の方との日程、時間の調整をすることが難しい（時間を要する）。

議長 鈴木会長代理どうでしょうか。悪い方向への変更ではないので、浜の意見なしで、委員会で決めても良いのではないかと、飯塚委員の意見ですが。

鈴木会長代理 それも1つの案だが、今までの事例を考えると、委員会で決める。決まりました。守ってください。それがベストな方法かもしれないが、それを監視し管理できる、バックボーンがあれば良いのだが、山形県にはそれがない。なんでこのルールできたのか。それを知らしめる必要がある。それを心配して田代さんもルールを提案しても破る人がいる。破ることを前提に議論するのはいけないことだが、破ることをいかに管理するか、守らせるかで、許可を取り上げる提案があったが、浜におとして議論され、納得したうえで、ルールを作ることによって浜でもある程度の監視ができる。双方で監視、管理ができるメリットがあるので、一度浜におとし議論させたほうが良いと思う。

議長 たたき台を早めに提示して一人一人に意見を聞くのではなく、資料を作り、浜ごとに議論していただく形でもいいのだろうか。

鈴木会長代理 前回の地区調整みたいに、漁協単位に漁協と一緒に水産（振興）課も管理するために意見を聞く流れが良いと思う。

議長 素案を作って配布して地区ごとに会議開いて議論して欲しいと。そのあと集約した意見を教えて欲しいということなら時間は掛からない。それなら11月25日に間に合うと思う。違反者をなるべく出さないように違反者にはそれなりの制裁があることを知らしめるために、承認制を採用する。水産庁と条項上の調整をする。素案を地区におろし検討すべき意見が出たら吸い上げて次回の委員会で議論する、という方向性にする。

齋藤委員 確認だが1号海区、2号海区、3号海区すべて、5トン以上の20トン未満の船、全て承認漁業にする。まじめにやっている人たちも含めて承認漁業とするの

か。トン数の制限 20 トン未満も文言の中にのせるのか。

伊藤書記 確認します。浜におろす際、今の委員会指示の素案のエリアの中に承認を盛り込むということによろしいか。このエリアで漁業をするために承認申請を受け付けるという内容によろしいか。

飯塚委員 火光釣り 1 本にした承認のほうが分かり易いのでは。この海区は承認してこの海区は今まで通りでは、分かり難いのでは。1 本にして火光釣りについてはすべて承認船にしたほうが分かり易いのでは。5 トン未満も全部、そのほうが分かり易いのでは。

議長 そうなると、5 トン未満の人に対する委員会指示も規制を強めることになる。今までは5 トン未満の船は承認はいらなかった。5 トン未満の船も承認船にすることは規制の強化になる。

飯塚委員 今も火光釣りをやっている人はなにも問題がないと思う。火光釣りそのものを自由にやっていた人たちに規制が掛かることは分かる。火光釣りに規制を掛けるのだから、今までやっていた船に規制を掛けるので、申請すればできる範囲なのだったら問題はないと思う。

議長 承認制にすること自体が新たな制約になるのだとしたら、また時間が掛かる。5 トン未満の人たちにまた話を聞くことになる。また全部やり直しになる。時間が間に合わない。

伊原委員 時間が間に合わないこともあるが、改めて申請をすることを検討してもらうなら、5 トン未満の船はなんで、大きい船のために我々がという話が出ると思う。

飯塚委員 問題ないと思う。今度こういう制度になりました。やっている人が申請を出す。まぐろの許可（承認）と同じだと思う。やっている、やっていないは関係なく規制を掛けるわけではないので、全部承認制にすれば火光釣りについては決めた規制の中で制約されるだけなので。

議長 実質的には影響ないだろうということだが、今の規制を強化することになる。どうしても法的な手続きが必要になる。

飯塚委員 法的なことは分からないが一般の人はそういうのは解釈しないと思う。余計にやらせるための規制を掛けるわけで、そこまで考えなくても良いと思う。浜にはこういったルールで行うという周知で良いと思う。時間の節約にもなると思う。

議長 手続き上そうはならないと思う。今回の委員会指示の変更の対象は5 トン以上の船です。

鈴木会長代理 5 トン未満でもある程度違反が出るようなら、今後5 トン未満も議論しても良いと思う。基本的に委員会指示は1年の更新なので、今回は5 トンから20 トン未満で案を作ってみて、今後5 トン未満も加える流れにしてはどうだろう。今すぐ5 トン未満を入れるのは疑問に感じる。

飯塚委員 入れることによってなんの弊害があるのか。

議長 具体的な弊害は少ないと思う。

飯塚委員 ないなら、やっても構わないのではないか。

議長 やるならもう1年掛かる。1から必要になる。5トン以上に拡大するという変更には1年以上準備をしてきた。今話を聞くとプラスもう1年掛かってしまう。手続き的に、来年からしようとしている指示が再来年からでないといけない。この1年間やってきたことをまた繰り返すことになる。5トン未満に何かあったら来年から考えましょう。5トン未満の人はまじめにやっている。心配はないと思っているが。

田代委員 何も心配していない。

伊原委員 たぶん5トン未満の船に指示を入れるなら、なぜ入れるのかと不満が出ると思う。

本間(優)委員 今まで申請必要がなかったのに、5トン未満を入れることによりすべての船に申請が必要になる。

飯塚委員 どうせやるなら火光釣り1本の指示にしたほうが良いと思った。

議長 みんな良い人ばかりで正論が通る世の中なら良いが、そうではない。一つ気になったのが、20トン未満の火光釣りの乗船人数の制限があると聞いたが、あれは組合の内規なのか、それとも小型船組合の内規なのか。

伊原委員 明石礁での一人乗りの船は、あれは本当の浜のルールで、私の記憶では飛島も含めて海岸の小型船、任意団体の取り決め事項です。

議長 漁協のルールではないのですね。

田代委員 本当のローカルルールです。明石礁でお客を乗せた船が人を多く乗せたら多く釣れる。それを防ぐための釣り人一人にテモトが一人という、ローカルルールです。

議長 そのローカルルールは5トン未満対象になのか。例えば19トンのイカ釣り船が明石礁に乗り付けたとき、一人で操船は無理ではないのか。

田代委員 たいがい2人乗りで釣りという商売なら竿二本に限定になる。ならば2人で十分だと思う。5トン未満が今までやってきて、ルールを守れば19トンまで良いのではないかと言ったが、では5人乗っていくが良いか、と言われたらダメです、となる。あくまでも2人になる。イカ釣り船などの大きい船はトン数別に取り分を多くするという、別の商売(漁業)上のルールもある。

議長 19トンで行ったら燃料代が掛かるので採算が合わないのではないか。

田代委員、結局そういうことになる。大きい船で燃料代が掛かるのでハタハタの場合、ほぼ全部一緒だが、イカ釣りはトン数別で、5トン未満は200箱、10トンまでは250箱、19トンは400箱などと、トン数によって決められている。

今までやってきている5トン未満の人たちに聞いて、あくまでもその人たちが良いと言っていることによって、今に至っている。

議長 問題は安全な操船ができるのか。大きい船はある程度の最小限の人数が必要ではないのか。

田代委員 2人いれば大丈夫です。底曳きでも2人です。操船に関しては問題はないと思います。

議長 田代委員の船は何トンですか。

田代委員 10トン未満です。

議長 2人で安全に操業できますか。

田代委員 はい。

議長 何かあったら漁協内部の協議でお願いするしかない。
それでは次に報告事項に戻ります。

報告事項

(1) 資源管理の状況等について

議長 それでは報告事項に入ります。最初に、報告事項の1「資源管理の状況等について」、県庁水産振興課から報告願います。

皆川主査 まず、関係法令について御説明します。漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況などを、1年に1回以上、知事に報告しなければならないこととなっております。

漁業権者は、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用する責務を有しており、免許権者である知事は、漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が所期の目的に従って行使されるよう適切な措置を講じる必要があります。そして、知事は報告を受けた事項について、漁業法第90条第2項の規定により、海区漁業調整委員会に対し報告をするものとされています。

資料は戻りまして、1ページ目を御覧ください。共同漁業権者である山形県漁業協同組合から、資源管理の状況等の報告がありましたので、報告いたします。3ページから7ページが、県漁協から提出された令和6年4月1日から令和7年3月31日までを対象期間とする報告となります。

資源管理の状況ですが、漁業権行使規則で定める操業期間（禁漁期）や操業時間を遵守する等、行使規則に基づいた組合員の操業に取り組んでいる、とのこと。また、資料添付は省略しておりますが、県漁協の令和7年6月開催の総代会資料があります。令和6年度業務報告書においては、繁殖保護、資源管理、漁場管理の取組状況などが報告されているところです。

続いて、漁場の活用の状況については、漁業権の免許番号ごとに報告がなされております。海共第1号（飛島）、海共第2号（遊佐町と飛島以外の酒田市）、海共第

3号（旧温海町区域以外の鶴岡市）、海共第4号（旧温海町の区域）の報告となっております。海共第1号～第4号の漁業権について、いずれも漁場を活用し、漁業権を行使していると認められるものです。

以上から、1ページのとおり、海共第1号～第4号のいずれについても、県漁協から報告のあった資源管理の状況等について、適正と認める旨の意見を付して、知事から委員会へ報告するものになります。

続いて、県漁協からの報告の続きです。定置漁業権者である有限会社 仁三郎から、資源管理の状況等の報告がありましたので、報告いたします。有限会社 仁三郎の定置漁業の漁業時期は12月から8月までであり、漁業時期は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までとなっております。

1の資源管理に関する取り組みの実施状況は、資源管理計画のとおり実施ということで（資料は省略）、公的規制を遵守することに加え、小型魚の保護などにも取り組んでいます。操業日数及び漁獲量その他の漁場の活用の状況については、主要な魚種及び漁獲量を提示しています。漁期は3月から6月となっており、7月から8月は夏期のため魚が入らないため休業しています。漁獲量が報告されております海共第1号の漁業権については漁場を活用し、漁業権を行使していると認められるものです。

以上から、仁三郎から報告のあった資源管理の状況等について、適正と認める旨の意見を付して、知事から委員会へ報告するものになります。報告は以上です。

議長 ただ今の報告について、質問、御意見等ありましたらお願いします。

私が個人的に聞いたかったのは、海共1号のところでメジマグロ刺し網漁業という項目があるが、メジマグロとは、今規制がかかっているクロマグロの幼魚ですよ。今刺し網で獲っている実態はあるのか。この言葉を公式のものにあげて良いのか。言い換えればクロマグロの小型魚です。小型魚を獲って悪いという法律はない。刺し網で獲っても違法ではないが、まるで狙って獲っているような。実態がないのであれば、誤解を招くような文言を入れることが、疑問に思った。ただ今でもメジマグロを狙った刺し網をやっている方がいるのであれば別だが、誰もやってもいないようなことで誤解を招くような報告書は公のものとして好ましくないと感じた。仮に実態がないのであれば、このような誤解を招くものは削除したほうが良いと思う。実態があれば良いのだが。昔は実態があったのかもかもしれないが。

皆川主査 報告があがったものをそのまま出してしまった。確認しておきます。

伊原委員 共同漁業権の更新が去年あった。漁業者にヒアリングして、この内容で良いとみんなで承認した。適正に判断された。

議長 そこまで、考えたかは分からないが。実際実態はあるのか。現在海区の委員に飛島の人がないので、飛島の実態が分からない。

伊原委員 共同漁業権の資源管理は漁協がやるのか。

議長 そうです。共同漁業権者が漁協なので。

伊原委員 そういう意味ではしっかりヒアリングをして実態があるから報告があると思う。他の地区は分からないが、例えば餌虫がある。前に採っているのかという質問があった。今は実態がないが乗せておかないと誰かが採ったときのため、規制を

かけるために乗せている。

議長 餌虫は、良いとして、メジマグロはクロマグロの小型魚を指しているから少し脱法行為をしているようにも見えた。誤解されやすい表現だと思った。もし実態がないなら消したほうが良いと思う。仮にメジマグロをクロマグロ（小型魚）と書いたら問題になる。実際にメジマグロを食べる地域もある。土佐の伝統の食文化としてある。ただ、そういった地域は別として飛島周辺で漁をする実態があるのか聞いてみたい。どう表記するかは別として、可能であれば漁協の方に実態があるのか聞いて欲しい。

皆川主査 確認します。間違いだというのであれば訂正します。

議長 間違いとかではなく、これからやる可能性でも良いが、今の時代の表現にそぐわないので、実態のないものは削除したほうが誤解を招かないと思った。他に何かありますか。なければ報告事項なので次に移ります。

(2) 令和7年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等の結果について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 令和7年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会等は、今年も大雨のため中止となりました。その経緯等について簡単に報告します。今年度の3海区連絡協議会は、8月7日に村上駅前の旅館で開催される予定でしたが、その前日から「7日は新潟県下越地方が大雨になる」との気象情報が出て、6日の昼頃には早々とJR東日本が7日の特急「いなほ」の運休を発表しました。そのため6日の昼過ぎに新潟海区事務局から、これから「いなほ」で来る予定だった秋田海区事務局と対応を協議するとの一報があり、そして午後3時過ぎには「明日の3海区連絡協議会は取り止めとする」との連絡が入りました。

その後、8月13日に新潟海区事務局から報告-2の資料の一枚目表面のようなメールが届き、取り止めとなった連絡協議会等の取り扱いに関して、今年度の3海区連絡協議会は「延期等はせず、中止」としたい。また、来年度の3海区連絡協議会の開催県は「山形県」、新潟・山形両海区入会協議会の担当県、これは底曳網の入会協議会ですが、これも「山形県」、山形・秋田両海区入会協議会の担当県、これはごち網の入会協議会ですが、こちらの担当県は「秋田県」としたいがどうか、との意見照会がありました。

加藤会長とも相談し、昨年の秋田県開催がやはり大雨で中止になった時も、協議会の開催県や二つの入会協議会の担当海区がスライドした経緯もあるので、今回も同様の対応とすることになり、新潟海区事務局には提案を了承する旨のメールをしました。

秋田海区でも新潟海区事務局の提案を了承したようで、資料一枚目の裏面のようなメールが8月26日にあり、先ほど説明したような取り扱いで今年の中止と来年の予定が決定しました。

資料の二枚目以降の6枚は、メールと一緒に送られてきた新潟海区事務局が用意した3海区連絡協議会の会議資料で参考までに付けておきました。3海区連絡協議

会の次第や出席者名簿などがあり、4ページ以降は当日協議するはずだった各海区からの照会事項とそれに対する他の海区からの回答を記載した資料です。前回の委員会で委員の皆様にお示しし御意見や関連情報等をいただいたときの資料と全く同じものになります。再度御確認いただき、御質問や御意見等ありましたら、事務局まで連絡いただけたら、相手方にお伝えしますので御連絡いただければと思います。

3海区連絡協議会等の結果に関する報告は以上となります。

議長 これに対し、質問、御意見等ありましたらお願いします。

近年7月下旬から8月上旬の天候が悪く思わしくない。以前は7月上旬にやっていたが、その頃は天候不順がなく順調にやってきたが、天候に妨害される年が続いています。来年山形でやるが思い切って7月上旬に戻すことができれば回避できるのではないかと考えていますが、クロマグロの集計とかもあって、7月上旬は技術的に無理なのではという意見もある。来年の開催を思案している。ちなみに7月上旬は忙しいのか。

事務局 忙しいのは、6月にマグロが多く獲れるのでその集計作業に追われて、3海区まで手が回らなかったのだと思います。最初から7月上旬と予定すればできなくはないと思う。

議長 開催時期が一番不安定な時期で、もう少し早めにすれば回避し易くなるのではないか。事務局や他県の方の事情もあるので、もう少し早くできればと思う。事務局にも検討いただきたい。

(3) 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について

事務局 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動については、6月に開催した第435回委員会において令和7年度の全漁調連通常総会の結果について伊藤書記から報告しましたが、その総会で承認された要望書を持って7月23日に、全漁調連の役員が関係機関への要望活動を行いました。当海区委員会の加藤会長も全漁調連の理事として参加しております。その要望先からの回答を取りまとめた結果が8月15日に全漁調連から送られてきたので、委員の皆様には8月22日付けの事務連絡で送付させていただきましたが、それが委員皆様の資料には番号が振っておりませんが報告3の資料となります。すでにお目通ししていただいていると思いますが、新規の要望項目が2つありましたのでそれについて簡単に御説明させていただきます。

一つ目は、2ページ目「Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について」の「4 海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について」です。新規の部分は赤字で記載してあり「事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し各事務局に配布すること。」という要望です。この要望に対する水産庁からの回答は、「事務局職員の資質向上も必要と考えおり、例年、海区漁業調整委員会事務局職員研修会及び都道府県漁業調整担当者会議の中で、海区漁業調整委員会の役割と権限について資料を配布の上説明して理解醸成を図っているの、まずはこの場を活用いただきたい。」さらに「解説書については、貴会（全漁調連）の更なる活動活性化の観点から貴会で作成するなど、工夫して欲しい。」との回答で、全漁調連にボールが投げ返された回答となっていました。

二つ目は、8ページ目「Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について」の「2 定置

網等における管理手法の確立及び支援措置」の「②のイ いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発」でクロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。」という要望に対しては、「他資源への影響については、水産研究・教育機構が毎年クロマグロの胃内容物の調査しているが、「クロマグロが増加したためスルメイカが減少した」との因果関係を示すデータはまだ得られていない。今後も胃内容物の調査を続け、水産資源への影響の可能性について注意深く見定めていく。」とのことでした。また、「いか釣り漁業の操業への影響を軽減する方法については、水産研究・教育機構が、水中灯の点滅による回避効果について調査を行っており、この調査の結果を踏まえ、水産庁として必要な対策を検討したい。」という回答でした。

その他の要望に関する回答につきましては記載のとおりとなっておりますが、お時間があるときに再度御覧いただき、質問等があれば事務局まで連絡ください。全漁調連事務局に照会したいと思います。

簡単ですが要望活動結果の報告は以上となります。

議長 ただ今の報告について、質問、意見等ありましたらお願いします。

今年から全漁調連の理事になったので要望活動に初めて参加しました。思いがけない要望もあり、なかなか終わらず批判になっていく。少し理解が足りない感じがした。無責任な発言が多く、もう少し勉強してきて欲しいという気持ちは正直あった。

この中で水産庁に提案してきました。イカ釣り漁業のマグロによる被害です。第八十六若潮の本間船長とは小学校の同級生で仲がいいので情報を聞いています。若潮丸の漁具被害はひどいと言っていました。

その時、水産庁に提案したのは、イカ角（針）のカンナは開錠できないのか。要するにイカの荷重が掛かる分には良い。それ以上の荷重が掛かったら伸びて、外れたら元に戻る仕組みが良いと思う。形状記憶合金でイカ角のカンナを作れば大きいものが掛ければ伸びてまた戻る。イカはちゃんと揚がる。そういうことを研究してはどうかと、提案をしたが水産庁の答えは冴えない答えでした。言っている意味が理解できないのかも知れないが、もしこれができればマグロの漁具被害はなくなると思う。マグロは角に掛かる。簡単にカンナが伸びる。（マグロが外れたら）カンナは戻る。イカはちゃんと揚がる。良い提案だとは思った。もし発明されたらイカ釣りの漁業者は助かると思う。

報告事項3は皆さん了解ということで次に移ります。

（４）令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会要望事項に係る日本海ブロック会議への提案について

事務局 令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会要望事項に係る日本海ブロック会議への提案については、８月５日に開催された第４３６回海区委員会で前触れし、８月２２日に事務連絡で配布した要望活動結果の資料とともに、要望事項取りまとめの様式と７年度の山形海区からの提案事項をお届けしております。そして、今年度の活動結果なども参考にして８年度の要望として日本海ブロック会議に提案する要望事項を委員の皆様へに照会したところです。９月３日までに連絡いただきますようお願いしておりましたが、どなたからも連絡がなかったので、新規の御提案や修正の御意見はないものと判断し、加藤会長と事務局が協議して、新規の提案はしないで、７年度の継続要望の３件を修正して提出することになりました。

それが報告４の資料です。最初の二枚は修正の見え消し版、後の二枚は溶け込み

版ですが、事務連絡で御案内したように、各海区からの提案のメ切が9月12日だったので、それに間に合わせて後の二枚のとおり日本海ブロック会議の事務局にすでに提出しております。本来であれば、海区委員会等で協議して取りまとめて提出すべきでしたが、時間の制約があり今般のような処理となりましたので、この場で、提出した要望事項に関する御質問や御意見をいただき、日本海ブロック会議に臨みたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、修正部分について簡単に説明いたします。まず報告4の一枚目「太平洋クロマグロの資源管理について」についてですが、具体的要望の1、2番については、赤字の通り「関係漁業者からの意見聴取」を強調しています。また、漁獲枠の配分に関しては、水産庁から一定の配慮ある回答が得られているので、「引き続き」という言葉を入れております。5番の修正は誤字、「てにをは」類の修正です。

裏面の「プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務付けについては」水産庁や国土交通省海事局から前向きな回答がなかったため、引き続き昨年と同じ内容で継続要望とすることとし修正はしておりません。

二枚目の「ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止についても、水産庁や国土交通省海事局の回答はほぼゼロ回答に等しいので、引き続き昨年と同じ内容で継続要望とすることにしましたが、全体的に簡潔、平易な文章に修正しております。3件とも大筋では大きな変更はございません。

なお本年度の日本海ブロック会議は10月23日に松江市で開催され会長が出席し、事務局から阿部が随行する予定です。説明は以上となります。

議長 微調整程度の変更で根本的な変更はありません。御意見、質問があればお願いします。

体験談ですが最近のミニボート問題ですが、ミニボートに3人乗っているところを初めて見ました。ユーチューブなどの動画に2人で乗っているのはたまに見かけますが、よく見たら大人二人に小学生くらいの子供が一人乗っていました。ミニボートなのでいくら子供とはいえいっぱいでした。脇で見ていると見ているこちらが怖かった。結構風のある日だったので、この離岸堤の外までどうやって来たのか、恐ろしいものを見ました。

ミニボートは定員がないので4人5人で乗っても違反ではないが、酒田に子供も含めて3人で乗る非常識な人間がいたことに非常に驚いている。実際ミニボートは多いので、国ももう少し本腰を入れて考えて欲しい。大人が自己責任で行くのは自由だが、子供を巻き込まないで欲しいと感じた。

これについて御意見ありませんね。では次に移ります。

(5) その他

議長 皆さんから報告事項ありませんか。特にありませんね。次に議事に移ります

議 事

第1号議案 あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について（諮問） **《資料1》**

加賀山課長 ～諮問文読み上げ～

詳しくは、担当の伊藤から説明します

伊藤漁業調整主査 お手元の資料を御覧ください。こちらの諮問は、あわび・なまこ漁業（磯見）についての公示となります。あわび・なまこ漁業（磯見）については、令和7年11月30日に許可期間が満了するため、10月中に新規許可の許可内容の公示を行う予定としております。

山形県において、ほとんどの知事許可漁業は、漁業の安定性を考慮し、許可の満了に合わせて申請すれば継続して許可を持ち続けることができる漁業、いわゆる「継続漁業」と位置づけられています。

一方、あわび・なまこ漁業については、後ろに図を添付していますが、操業区域が鶴岡市鼠ヶ関にある鼠ヶ関マリーナにおける漁業権が消滅した区域部分となっています。そのため、あわび・なまこ漁業（磯見）の許可については、許可を行うにあたり、毎年、山形県の港湾管理者と許可内容や操業区域等についての調整が必要なことから1年許可とし、許可満了後の次回許可にかかる申請については、申請者全員が新規申請者として許可申請を行うこととなっています。

続きまして、資料の（1）制限措置を御覧ください。制限措置については、昨年度から変更はなく、許可等をすべき隻数について現在許可を有している5隻となっております。

また、諮問外ですが、有効期間は1年で、条件についても変更はありません。申請に関する公示については、10月14日から11月14日まで行う予定としています。説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 従来の内容と変わらないのですが、これにつきまして質問、御意見等ありましたら宜しく申し上げます。特にありませんね。この内容で妥当ということで報告させていただきます。

第2号議案 はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について 《資料2》

伊藤書記 お手元の資料2を御覧ください。はたはたの採捕規制に係る委員会指示について御説明いたします。

この委員会指示は、はたはたが沿岸海域に來遊する時期である12月1日から1月末までの間、水深30m以浅の沿岸海域では、海面共同漁業権に基づく第2種共同漁業による採捕又は竿釣り若しくは手釣りによる採捕以外の方法によるはたはたの採捕を禁止するとともに、はたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用も禁止するものです。

この委員会指示が出されるようになった背景について御説明申し上げますと、平成14年頃に沿岸でまとまったはたはたの採捕が見られ、大型のたも網で軽トラ1台分を採るような一般の人や空釣りで大量の釣りをする人が出てきたことから、はたはた資源への影響が懸念され、節度ある遊漁のあり方が必要となったことから、平成15年からはたはたの採捕規制に関する委員会指示を現在まで毎年発出してきています。

2ページ以降は、今年の2月の委員会で御報告させていただいた令和6年度ハタハタ遊漁についての資料となります。資料の3の「ハタハタ遊漁の状況」に記載してありますとおり、令和6年度は、巡回時にハタハタが釣れている状況は確認できませんでした。

また、資料4の漁業及び資源の状況ですが、昨年12月の漁業による漁獲量は0.2トンで、平年比で0.3%であり、非常に低い数字となっております。

このような状況ではありますが、節度ある遊漁のため、今年度もこれまでと同様に委員会指示を発動してはいかがかという案件でございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容は今までどおりですが、御質問、意見等ありませんか。

ここ数年ほとんど釣りの実績はないのですが、個人的に万が一寄ってきたら釣ら

ないで、見逃して欲しいと言いたいところです。今年もこの内容でよろしいですね。

今日の報告事項、議事すべて終了しました。他に何かありましたら委員の皆様からありませんか。

ないようでしたら事務局のほうから次回の日程をお願いします。

その他

事務局 次回の委員会の日程ですが、「11月25日火曜日の午後1時半から」で、皆様の御都合はいかがでしょうか。前回の委員会では12月2日ということで、案内させていただいたのですが、12月2日に日本海・九州西広域漁業調整委員会の会議が終日入りまして、加藤会長が山形県の委員として出席しますので12月2日はできなくなりました。

前倒しか後にずらすことを考えて、日程を調整して欲しいと御案内しましたが、先ほどの火光釣りの案件もありますので、前倒しした11月の25日の開催でお願いしたいと思います。

議長 次回の日程は「11月25日火曜日の午後1時半から」ということで皆様よろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

閉会

議長 それでは、次回は「11月25日火曜日の午後1時半から」ということで、皆様予定しておいていただければと思います。それでは、他に何もありませんので、これで第437回山形海区漁業調整委員会を閉会します。

皆様、迅速な御審議に御協力いただきましてありがとうございました。

上記のとおり第437回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和7年10月7日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄

委 員 本間 金弥

委 員 飯塚 厚司

